

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月26日

【会社名】 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社

【英訳名】 MACNICA FUJI ELECTRONICS HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 潔

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社マクニカ
取締役 佐野 繁行
富士エレクトロニクス株式会社
上席執行役員総務部長兼営業管理・支援担当 常富 正夫

【最寄りの連絡場所】 株式会社マクニカ
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目6番地3
富士エレクトロニクス株式会社
東京都文京区本郷3丁目2番12号

【電話番号】 株式会社マクニカ
(045) 470 - 9870 (大代表)
富士エレクトロニクス株式会社
(03) 3814 - 1411 (大代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社マクニカ
取締役 佐野 繁行
富士エレクトロニクス株式会社
上席執行役員総務部長兼営業管理・支援担当 常富 正夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0円(注)1
405,350,000円(注)2
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月26日に開催された株式会社マクニカ及び富士エレクトロニクス株式会社の臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと等に伴い、平成26年12月10日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を修正するため、また、両社の臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

7 組織再編成に関する手続

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

(添付書類の追加)

株式会社マクニカの臨時株主総会議事録の写し

富士エレクトロニクス株式会社の臨時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しています。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,200個（注）1、2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成27年4月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 株式会社マクニカ（以下、「マクニカ」といいます。）及び富士エレクトロニクス株式会社（以下、「富士エレクトロニクス」といいます。）は、平成27年4月1日付けでマクニカ及び富士エレクトロニクス（以下、総称して「両社」といいます。）を株式移転完全子会社とし、マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を予定しております。本届出書に係る新株予約権は、当社が、マクニカ第2回新株予約権の新株予約権者に対し付与する当社のマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権についてのものです。

2 平成26年11月30日現在のマクニカ第2回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、本株式移転により当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにマクニカ第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

3 割当対象者は、当社の設立の日の前日の最終のマクニカの新株予約権原簿に記載又は記録されたマクニカ第2回新株予約権の新株予約権者であります。

4 新株予約権は、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）及び平成26年11月17日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の一部変更）、並びに平成26年12月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(訂正後)

発行数	2,200個（注）1、2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成27年4月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注) 1 株式会社マクニカ（以下、「マクニカ」といいます。）及び富士エレクトロニクス株式会社（以下、「富士エレクトロニクス」といいます。）は、平成27年4月1日付けでマクニカ及び富士エレクトロニクス（以下、総称して「両社」といいます。）を株式移転完全子会社とし、マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社（以下、「当社」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を予定しております。本届出書に係る新株予約権は、当社が、マクニカ第2回新株予約権の新株予約権者に対し付与する当社のマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権についてのものであります。
- 2 平成26年11月30日現在のマクニカ第2回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、本株式移転により当社が両社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までにマクニカ第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
- 3 割当対象者は、当社の設立の日の前日の最終のマクニカの新株予約権原簿に記載又は記録されたマクニカ第2回新株予約権の新株予約権者であります。
- 4 新株予約権は、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）及び平成26年11月17日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の一部変更）、並びに平成26年12月26日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

- (2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

（訂正前）

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成27年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（後略）

（訂正後）

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、平成27年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（後略）

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

（訂正前）

両社は、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成27年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成26年10月27日の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。なお、両社は、平成26年11月17日付の両社の取締役会決議に基づき、上記統合契約書の一部を変更する統合契約変更覚書を締結するとともに、同日付で本株式移転計画の一部を変更する株式移転計画変更覚書の締結しているため、後記「(2) 株式移転計画の内容」においては、当該変更後の内容を記載しております。

本株式移転計画に基づき、マクニカの普通株式1株に対して当社の普通株式2.5株を、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成26年12月26日に開催される予定の両社の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるとしてあります。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、両社の剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

（訂正後）

両社は、平成27年4月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成26年10月27日の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。なお、両社は、平成26年11月17日付の両社の取締役会決議に基づき、上記統合契約書の一部を変更する統合契約変更覚書を締結するとともに、同日付で本株式移転計画の一部を変更する株式移転計画変更覚書の締結しているため、後記「(2) 株式移転計画の内容」においては、当該変更後の内容を記載しております。

本株式移転計画に基づき、マクニカの普通株式1株に対して当社の普通株式2.5株を、富士エレクトロニクスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、平成26年12月26日に開催された両社の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、両社の剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

マクニカ又は富士エレクトロニクスの株主が、その有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの普通株式につき、マクニカ又は富士エレクトロニクスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、マクニカの株主は平成26年12月26日に開催予定の臨時株主総会（マクニカ）に先立って、富士エレクトロニクスの株主は同日に開催予定の臨時株主総会（富士エレクトロニクス）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマクニカ又は富士エレクトロニクスに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、マクニカ又は富士エレクトロニクスが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

マクニカ

議決権の行使の方法としては、平成26年12月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、マクニカに平成26年12月25日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、マクニカに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、マクニカは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

富士エレクトロニクス

議決権の行使の方法としては、平成26年12月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、富士エレクトロニクスに平成26年12月25日午後5時30分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、富士エレクトロニクスに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、富士エレクトロニクスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

マクニカ又は富士エレクトロニクスの株主が、その有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの普通株式につき、マクニカ又は富士エレクトロニクスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、マクニカの株主は平成26年12月26日に開催された臨時株主総会（マクニカ）に先立って、富士エレクトロニクスの株主は同日に開催された臨時株主総会（富士エレクトロニクス）に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマクニカ又は富士エレクトロニクスに対し通知し、上記株主総会において本株式移転に反対し、かつ、マクニカ又は富士エレクトロニクスが、それぞれ上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

マクニカ

議決権の行使の方法としては、平成26年12月26日開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、マクニカに平成26年12月25日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、マクニカに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、マクニカは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

富士エレクトロニクス

議決権の行使の方法としては、平成26年12月26日開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、富士エレクトロニクスに平成26年12月25日午後5時30分までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、富士エレクトロニクスに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、富士エレクトロニクスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(訂正前)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、マクニカにおいては富士エレクトロニクスの、富士エレクトロニクスにおいてはマクニカの最終事業年度に係る計算書類等の内容、マクニカにおいては富士エレクトロニクスの、富士エレクトロニクスにおいてはマクニカの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）、並びにマクニカにおいてはマクニカの、富士エレクトロニクスにおいては富士エレクトロニクスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に平成26年12月11日よりそれぞれ備え置く予定であります。

(後略)

(訂正後)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、マクニカにおいては富士エレクトロニクスの、富士エレクトロニクスにおいてはマクニカの最終事業年度に係る計算書類等の内容、マクニカにおいては富士エレクトロニクスの、富士エレクトロニクスにおいてはマクニカの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下、「重要な財産の処分等」といいます。）、並びにマクニカにおいてはマクニカの、富士エレクトロニクスにおいては富士エレクトロニクスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に平成26年12月11日よりそれぞれ備え置いております。

(後略)

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(訂正前)

平成26年5月22日	経営統合に関する覚書締結（両社）
平成26年10月27日	統合契約書締結及び株式移転計画承認取締役会（両社）
平成26年10月27日	統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）
平成26年10月28日	臨時株主総会基準日公告日（両社）
平成26年11月11日	臨時株主総会基準日（両社）
平成26年12月26日（予定）	株式移転計画承認臨時株主総会（両社）
平成27年3月27日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両社）
平成27年4月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成27年4月1日（予定）	当社株式上場日

(後略)

(訂正後)

平成26年 5月22日		経営統合に関する覚書締結（両社）
平成26年10月27日		統合契約書締結及び株式移転計画承認取締役会（両社）
平成26年10月27日		統合契約書締結及び株式移転計画作成（両社）
平成26年10月28日		臨時株主総会基準日公告日（両社）
平成26年11月11日		臨時株主総会基準日（両社）
平成26年12月26日		株式移転計画承認臨時株主総会（両社）
平成27年 3月27日	（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両社）
平成27年 4月 1日	（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成27年 4月 1日	（予定）	当社株式上場日

(後略)

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

(訂正前)

マクニカ又は富士エレクトロニクスの株主が、その有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの普通株式につき、マクニカ又は富士エレクトロニクスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月26日開催予定の各臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマクニカ又は富士エレクトロニクスに対し通知し、かつ、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記各臨時株主総会の決議の日（平成26年12月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

(訂正後)

マクニカ又は富士エレクトロニクスの株主が、その有するマクニカ又は富士エレクトロニクスの普通株式につき、マクニカ又は富士エレクトロニクスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年12月26日開催された各臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれマクニカ又は富士エレクトロニクスに対し通知し、かつ、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記各臨時株主総会の決議の日（平成26年12月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

第三部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

2 【沿革】

（訂正前）

- 平成26年10月27日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成26年12月26日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成27年 4 月 1 日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

（後略）

（訂正後）

- 平成26年10月27日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成26年12月26日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成27年 4 月 1 日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

（後略）

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

（訂正前）

当社は本届出書提出日現在において設立されておられません、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成27年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

・臨時株主総会で承認が得られないリスク

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

（訂正後）

当社は本届出書提出日現在において設立されておられません、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成27年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,643,207 (注) 1、2、3	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4
計	58,643,207		

(注) 1 普通株式は、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）及び平成26年11月17日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の一部変更）、並びに平成26年12月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,643,207 (注) 1、2、3	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4
計	58,643,207		

(注) 1 普通株式は、平成26年10月27日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、株主総会への付議）及び平成26年11月17日に開催された両社の取締役会の決議（株式移転計画の一部変更）、並びに平成26年12月26日に開催された両社の各臨時株主総会の各特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(後略)

第六部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

マクニカ

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年12月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年6月27日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成26年10月27日関東財務局長に提出

富士エレクトロニクス

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年12月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年6月2日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成26年10月27日関東財務局長に提出

(訂正後)

マクニカ

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年12月26日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年6月27日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成26年10月27日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年12月26日関東財務局長に提出

富士エレクトロニクス

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年12月26日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年6月2日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成26年10月27日関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成26年12月26日関東財務局長に提出